

助成の目的

子ども食堂基金は、地域の子ども食堂を応援したいという生活クラブ組合員からの寄付を、生活クラブ虹の街が預かり、子ども食堂運営団体に助成するものです。

この助成を通じて、おおぜいの支援の力で子ども食堂が運営され、子どものみならず多世代による交流が生まれ、支え合う関係性が地域に根ざすことを目的としています。

対象となる活動と助成金額

子ども食堂の立上げ・運営または運営

1団体・個人あたり上限5万円

※助成総額は、組合員の寄付総額により変動します。

助成対象期間

2021年6月～2022年3月末までの間に終了する活動

助成対象団体

次のすべてに該当すること

- ① 千葉県内で活動する、または活動を予定する子ども食堂運営団体・個人
- ② 申請した事業を適切に実施できる団体・個人
- ③ 活動場所を担当する生活クラブ虹の街のブロックと交流を持つ意思があること。
- ④ 以下のいずれにも該当しないこと
 - ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする活動
 - ・暴力団等、その他法令、公序良俗等に違反する団体・個人

助成対象経費

申請した事業実施に係る次の費目

食材・道具等の購入、施設整備・会場費・保険代等

※人件費、交通費には活用できない。

募集期間

2021年3月22日（月）～4月9日（金）必着

※募集は原則年1回とし、原資の状況をみて、追加の募集を検討します。

申請方法

- ① 所定の申請書に記入の上、締切までに活動場所に該当するブロック（右表参照）へ提出してください。
子ども食堂のちらし等があれば添付してください。
- ② 確認が必要な際は担当ブロックから連絡いたします。

承認～決定について

- ① 承認 生活クラブ虹の街各ブロック運営委員会
- ② 確認 生活クラブ虹の街福祉委員会
- ③ 決定 5月25日（火）生活クラブ虹の街理事会

選考基準

- ・子どもの貧困や孤立といった地域の状況をふまえ、改善にむけて地域に貢献しようとする意思を持っていること。
- ・活動計画にそった運営を行う体制が整っていること。
- ・活動目的を共有する担い手を広げていく意思があること。

助成決定後について

- ・理事会決定後、助成の可否について郵送にて連絡します。
- ・助成が決まった団体・個人は、助成承諾書をご返送ください。
- ・助成金は決定の翌月中に振り込みを行います。
- ・活動終了後は、活動報告書を2022年4月8日（金）までに提出してください。
- ・交流や寄付者への報告を目的に、活動の場を訪問することがあります。
- ・子ども食堂の活動や助成内容について、生活クラブ虹の街の機関紙やウェブサイトに掲載することがあります。

ご注意

- ・助成決定後、やむを得ない理由で活動内容を変更し、助成金を活用できなくなった場合は下記までご連絡ください。
- ・助成金を申請書記載以外の用途に使用した場合や、申請内容に著しく齟齬がある場合は、助成金を返還していただく場合があります。

＜申請書提出先＞

ブロック	住所 電話番号	エリア
柏	柏市十余二380-97 04-7134-3801	柏市、我孫子市 野田市、流山市
千葉	千葉市美浜区真砂 5-21-13 043-278-7629	千葉市（緑区以外） 八千代市、四街道市
佐倉	佐倉市王子台6-3-9 043-461-7868	佐倉市、印西市八街市、 東金市以東
松戸	松戸市松飛台398-1 047-385-4646	松戸市、鎌ヶ谷市、白 井市（船橋市、市川市、 柏市の一部）
市原	市原市姉崎海岸43 0436-60-1583	市原市、千葉市（緑区） 大網白里市以南
ベイ	市川市田尻1-10-9 047-379-1540	市川市、船橋市 浦安市、習志野市

※該当ブロックが不明な場合は、下記へ問合せください。

【お問い合わせ】

生活クラブ虹の街 福祉・たすけあい事業部

〒261-0011 千葉市美浜区真砂5-21-12

TEL 043-278-7768 FAX 043-279-7490

*生活クラブ千葉は通称を生活クラブ虹の街としています